

加盟店規約 (飲食店様控え)

第1条 (加盟店)

本規約を承認の上、株式会社テーブルクロス(以下「当社」という)の「TABLE CROSS」(本システム)に加盟を申し込み、当社が審査の結果、加盟を承認した法人又は個人を加盟店(以下「加盟店」という)といいます。

第2条 (利用料金)

1. 当社の加盟店に対する本システムの利用料金は、本システムを用いた予約1名に対し180円(税別)とする。
2. 本システムの利用料金は、毎月月末に締められる。
3. 本システムによる予約のキャンセルは、翌月5日までに本システムを経由して行わなければならない、本システムを経由しない予約のキャンセルについては前項の利用料金が消滅しない。
4. 加盟店の予約キャンセル操作で、当社及び本システム利用者に損害が生じた場合、または悪質なキャンセルと当社が認めた場合には加盟店は損害賠償責任を負う

第3条 (代金の支払い)

加盟店は、本システムにて集計された予約人数に係る料金を、以下のいずれかの方法にて支払いを行う。

- ①クレジットカード … 毎月月末締め(支払はカード会社により異なる)
 - ②口座振替 … 毎月月末締め翌月26日引き落とし
- 加盟店が、振込での契約となった場合の請求は、システム料金の累積が1000円以上となった時点で月末締め翌月25日に請求する。但し、システム利用料の発生から3ヵ月経過しても1000円以上にならない場合においては、1000円未満でも請求するものとする。

第4条 (販売促進)

1. 加盟店は、本システムへの登録を無償ですることができる。
2. 当社は、ウェブサイト、アプリケーション、その他の広告物を用い、本システムの利用促進を行う。
3. 当社は、加盟店に何ら催告することなくあらゆる媒体、メディアへの露出を行えることはもちろん利用者促進のための営業活動ができる。
4. 加盟店はテーブルクロスアプリ以外の媒体、メディアとの連携を解除することができる。ただし当社への解除請求から起算して翌月末の終了とする。
5. 提携先媒体、メディアへの連携を解除した場合または登録時に連携を拒否した場合、加盟店が再申込みするには設定手数料20,000円(税別)を加盟店が負担するものとする。

第5条 (本システムの運用管理)

1. 当社からの連絡事項は登録されたメールアドレス宛に送信することによって通知する。送信された時点で当社から加盟店への説明責任が果たされたこととする。
2. 加盟店は、本システムの運用に関して表示内容や、著作物について一切の管理責任を負う。
3. 当社は、加盟店が本システムの運用に関して不適切と判断した画像等の著作物を加盟店に何ら催告なしに削除することができる。また、状況に応じてサービスの休止や終了は当社の判断によって行うものとする。
4. 本システムは加盟店と利用者との会話を録音し、予約人数の把握と品質向上の目的で使用する。加盟店は録音情報を無許可での使用を禁止し、当社はこれに伴う一切の責任を負わない。

第6条 (解約、契約期間)

1. 加盟店は本契約を解約するときは2ヶ月前までに、当社が指定する解約方法にて行うものとする。
2. 当社が指定する解約方法で加盟店が解約を申請した場合、翌々月末に本掲載を終了する。
3. 加盟店は、当社に未払いがあれば解約を申請することはできない。1ヵ月後に本システムの利用は停止する。契約解除手続き期間中の成立した予約に関して加盟店は当然に支払い義務を負うものとし、解約申請後も未払いがある場合は本契約は終了しない。
4. 加盟店は、本規約対象店舗が閉店する場合は事前に当社に通知するものとし、閉店と共に本掲載も終了する。
5. 当社は、当社の判断により、2ヶ月前の予告により、本契約を解約することができる。

第7条 (保証会社)

当社は、振込での契約をした場合における加盟店の審査および取引についての保証をアラームボックス株式会社へ委託しており、加盟店がシステム利用料金の支払いが期日を経過してもなお支払いがない場合に、アラームボックス株式会社へ債権を移行する旨の同意をするものとする。また、加盟店審査及び売掛金の保証を目的に登録情報をアラームボックス株式会社と共同利用をする。

第8条 (解除)

当社は、加盟店において、次の各号の1つに該当した場合、何ら催告することなく直ちに本契約を解除することができる。

- ① 手形、小切手の不渡りを出して、銀行取引停止処分を受けたとき
- ② 破産手続き開始もしくは民事再生会社更生手続き開始の申立等の事実が生じたとき
- ③ 前各号に掲げるほか、財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な兆候があるとき
- ④ 利用料金の支払いが遅滞したとき
- ⑤ 監督官庁より営業取消し、停止等の処分を受けたとき
- ⑥ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会勢力(以下、まとめて「反社会勢力」という。)に属すると認められたとき
- ⑦ 反社会勢力と実質的に関与していると認められるとき

第9条 (協議解決)

本契約に定めのない事項又は解釈に疑義を生じた事項については、当社及び加盟店は誠意をもって協議の上解決する。

第10条 (合意管轄)

本規約に関する一切の裁判上の紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄とする。

東京都新宿区四谷4-3-1 ワールド四谷ビル7階
株式会社テーブルクロス 代表取締役 城賣 薫

 TABLE CROSS

Ver2018/05/18